

平成 29 年度税制改正

法人税

1 設備投資減税

(1) 中小企業経営強化税制の見直し

青色申告書を提出する中小企業者が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に特定経営力向上設備等を取得し、経営力向上計画を作成して経済産業局等に申請、認定を受ければ、即時償却又は 7% 税額控除（資本金 3000 万円以下若しくは個人事業主は 10%）ができます。

生産性向上設備（A 類型・工業会証明）

要件：生産性が旧モデル比年平均 1% 以上向上する設備

- 対象設備
- ◆機械装置（160万円以上/10年以内）
 - ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
 - ◆器具備品（30万円以上/6年以内）
 - ◆建物附属設備（60万円以上/14年以内）
 - ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）
（70万円以上/5年以内）

収益力強化設備（B 類型・経産局確認）

要件：投資利益率が年平均 5% 以上の投資計画に係る設備

- 対象設備
- ◆機械装置（160万円以上）
 - ◆工具（30万円以上）
 - ◆器具備品（30万円以上）
 - ◆建物附属設備（60万円以上）
 - ◆ソフトウェア（70万円以上）

* 事業の用に直接供される設備が対象となったため、事務用器具備品や本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは対象外です。

<ポイント>

- ・設備の取得の日から60日以内に経営力向上計画が受理されることが必要です。
- ・設備の取得と同一事業年度内に計画が認定されることが必要です。
- ・受理から認定まで、各省庁により異なりますが、おおよそ30日ぐらいの日数を要することをあらかじめ考えて余裕を持って申請しましょう。

(2) 固定資産税の半減の特例（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

中小企業経営強化法の認定を受けた事業者が取得する一定の機械装置の固定資産税を 3 年間 2 分の 1

に軽減されます。

要件：旧モデル比年平均1%以上向上する設備

対象資産 ◆機械装置（160万円以上/10年以内）

◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）

◆器具備品（30万円以上/6年以内）

◆建物附属設備（償却資産として課税されるもの）（60万円以上/14年以内）

(3) 中小企業等経営強化法の認定ができなくても活用できる税制

① 中小企業投資促進税制（平成31年3月31日まで）

中小企業者等（資本金3000万円以下）が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除ができます。資本金3000万円超の中小企業者は30%の特別償却ができます。

対象資産 ◆機械装置 160万円以上

◆測定工具、検査工具 1台120万円以上又は1台30万円以上複数合計120万円以上

◆ソフトウェアのソフトウェア70万円以上又は複数合計70万円

◆貨物自動車 3.5トン以上

◆内航船舶 取得価額×75%が対象

② 商業、サービス業、農林水産業活性化税制（平成31年3月31日まで）

商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を購入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除ができます。

経営改善設備とは認定経営革新等支援機関等から経営の改善に資する資産として書類に記された以下の設備です。

対象資産 ◆器具備品 30万円以上

◆建物附属設備 60万円以上

例) レジスター、エアコン、看板、冷暖房設備、ドア自動開閉設備、店舗内装、可動間仕切り等

2 研究開発減税の税額控除率の拡大（平成29年4月1日～平成31年3月31日）

(1) 試験研究費の額が過去3年間の平均額より5%増加している場合

試験研究費の額× $\frac{\{12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3\}}{100}$ ・・・控除できる割合最大17%

控除の上限は法人税額の35%

(2) 試験研究費の増加率が5%以下の場合

控除できる割合は、試験研究費の12%

控除の上限は法人税額の25%

(3) 新サービス開発に要する試験研究費が対象に追加

新サービス開発業務（データの収集、分析、新サービスの設計等）に要する原材料費、人件費、経費、委託費が税額控除の対象となる試験研究費に追加されます。

3 所得拡大促進税制の税額控除の拡大（平成 30 年 3 月 31 日まで）

青色申告書を提出している法人が従業員の給与を一定の割合以上増加させた場合は、最大で増加額の 22% を法人税から控除できます。

（要件）

- ① 給与等支給額が平成 24 年度比、3%以上増加
- ② 給与等支給額が前事業年度以上
- ③ 平均給与等支給額（給与等支給額÷雇用者の月別合計数）が前事業年度超

(1) ③の要件が前年比 2%未満の場合

平成 24 年度からの増加分について 10%の税額控除

(2) ③の要件が前年比 2%以上の場合

平成 24 年度比増加額×10%+前期比増加額×12%

* 控除限度額は法人税額の 20%（大法人は 10%）

4 定期同額給与の範囲の拡大

法人が支給する役員給与のうち、損金算入が認められる定期同額給与の範囲に税及び社会保険料控除後の金額が同額である定期給与も含まれることになりました。

相続税

1 事業承継税制

(1) 事業承継税制の要件緩和（平成 29 年 1 月 1 日以後の相続）

後継者が先代経営者から自社株式の相続又は贈与を受けた場合に発生する相続税又は贈与税の納税を猶予する事業承継税制について、要件①を緩和する改正が行われました。

要件① 雇用の 8 割以上を 5 年間平均で維持（端数切捨てに改正）

相続又は贈与時従業員数		5 人	4 人	3 人	2 人	1 人
雇用の 80%以上	現行	4 人	4 人	3 人	2 人	1 人
	改正後	4 人	3 人	2 人	1 人	1 人

※ 災害や取引先の倒産などが発生した場合、災害の割合に応じて雇用要件が緩和、免除されるようになりました。

※ 自社株式は、後継者が相続・贈与前から既に保有していた分も含めて、発行済議決権株式総

数の3分の2までの部分です。

- 要件② 後継者が代表を継続
- 要件③ 先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可）（贈与の場合）
- 要件④ 対象株式を継続して保有
- 要件⑤ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと

（2）贈与税の納税猶予を適用中に、要件を満たさなくなった場合

納税猶予が取り消しになった時、暦年課税制度と相続時精算課税制度との併用ができるよう。

2 相続税、贈与税の納税範囲の見直し（平成29年4月1日以後）

（1）現行では国内に住所を持たず日本国籍を有する人が、5年超海外に居住すれば、その国外財産については相続税・贈与税の対象外となっていました。

今回この「5年の海外居住要件」が「10年超」に見直されます。

（2）日本に住所・国籍を持っていない人が10年以内に国内に住所を持っていた人から相続・遺贈により取得した国外財産については相続税の課税対象とされます。

所得税

1 配偶者控除と配偶者特別控除の見直し（平成30年分以後）

（1）配偶者控除の縮減

配偶者の給与収入が103万円以下の場合、配偶者控除が適用できましたが、改正により、納税者本人の所得金額に応じて、配偶者控除が逡減していくことになりました。

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	70歳未満の配偶者	70歳以上の配偶者
900万円以下	38万円	48万円
950万円以下	26万円	32万円
1000万円以下	13万円	16万円
1000万円超	適用なし	適用なし

※ 所得金額とは給与所得控除後の給与の金額です。

給与収入が1120万円の場合900万円の合計所得金額になります。

給与収入が1170万円の場合950万円の合計所得金額になります。

給与収入が1220万円の場合1000万円の合計所得金額になります。

（2）配偶者特別控除の拡充

納税者が38万円の配偶者特別控除ができる配偶者の年収が150万円まで拡大されました。また配偶者の給与収入が150万円以上の場合、201万円まで段階的に控除額が設けられました。

	納税者本人の給与収入
--	------------

配偶者の給与収入	1120 万円以下	1170 万円以下	1220 万円以下
103 万円超 150 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
155 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
160 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
166.8 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
175.2 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
183.2 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
190.4 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
197.2 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
201.6 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
201.6 万円超	適用なし	適用なし	適用なし

*住民税も平成 31 年度分以後、改正になります。

2 医療費控除の添付種類の簡略化

(1) 医療費の領収書の添付の不要

2017 年分の確定申告から、医療費控除の適用を受けるために必要となる医療費の領収書の添付が不要となり、領収書の添付に代え、医療費の明細書を記載し添付することになります。

領収書は、確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。この間に税務署から領収書の提示または提出を求められた場合はそれに応じなければなりません。

(2) 医療費のお知らせの活用

保険組合から送られてくる「医療費のお知らせ」は、今まで医療費控除の領収書の代わりに使用することはできませんでしたが、2017 年分の確定申告以降、医療費控除に医療費のお知らせを添付した場合、そのお知らせに記載してある医療費については、領収書は提示を求められません。

(3) セルフメディケーション税制（平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日）

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が特定一般用医薬品を購入した場合、10 万円以下でも医療費控除が受けられる制度です。

① 特定医薬品とは

薬局等で購入した風邪薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫薬、肩こり腰痛の貼付薬などの内レシートに★の印があり、セルフメディケーション税制対象商品などが記されているもの

② 適用要件

控除を受ける者が、健康維持増進や疾病の予防の取り組みを行っている場合で以下の書類を確定申告書に添付する必要があります。

1. インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収証又は予防接種済証
2. 市町村のがん検診の領収証又は結果通知表
3. 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
(注) 結果通知表に「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」の記載が必要です。
4. 特定健康診査の領収証又は結果通知表
(注) 領収証や結果通知表に「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載が必要です。

5. 人間ドッグやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証又は結果通知表

（注）領収証や結果通知表に「勤務先名称」又は「保険者名」の記載が必要です。

③ 控除できる金額

自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族が①の薬を購入した金額の合計額から1万2千を控除した額（8万8千円が限度）所得金額から控除できます。

④ 改正による簡略化

レシートなどの領収書は、確定申告書に添付する必要はありませんが、5年間保存が必要です。医療費の明細書を記載し、確定申告書に添付します。

（注意）セルフメディケーション税制か、従来の医療費控除はどちらかの選択適用です。